

## ビルメン業界、95%が時間給。求められる低賃金の「しぼり」の改革！

－公契約条例は異常な低賃金構造を打開する第一歩－

NPO 建設政策研究所  
研究員 佐藤 陵一

はじめに

一般社団法人・北海道ビルメンテナス協会（山田春雄会長、道ビルメン協会）が2012年7月22日付で北海道労働局長に対し、「最低賃金引上げに関する要望」を提出し、9月4日には「今年度の最低賃金14円引上げに反対」との異議申立てを行った。また、9月10日には札幌市長に対し、「平成25年度入札に向けての要望」を同協会の札幌地区協議会と連名で行っている。これらの「要望」には、継続審議となっている札幌市公契約条例の制定との関係で見逃ごせない内容が含まれている。

小論は、二つの「要望」を念頭に、①ビルメン業界が公契約条例に反対する論拠とともに、②賃金の支払いは「最低賃金の支給が限界」という主張を検討し、これらを克服する社会的な必要性を論じている。

10年以上も「低価格入札」が続いている

道ビルメン協会の札幌地区協議会会員は101社<sup>1</sup>であり、その中で清掃業務に従事している労働者は約16,000人<sup>2</sup>である。「要望」では、業界が人件費は生産費の80%を占める労働集約型であり、労働者構成は正社員が5%以下であり、非正規社員のうち常勤・時間給が33%に減少し、パートが大幅に増えているとしている。すなわち、清掃業務は「フルタイムパート」と圧倒的な「短時間パート」のいわば時間給職場といえる。

「定昇」など思いもよらない時間給労働者にとって、唯一、賃上げが期待できるのは最低賃金の引き上げとその波及効果である。と

ころが道ビルメン協会は「14円もの最賃引上げは反対」と天下に表明したのである。

最賃引上げに反対する道ビルメン協会の自らの現状認識は以下に要約できる。

- ①経済の悪化により、民間も官庁も「コスト削減」をすすめ、ビルメン労働者の安全な労働環境や賃金が契約金において「考慮されにくい」状況にあり、10数年に亘って低価格入札が続いてきた。営業利益・増収率が年々減少し、法定福利費の財源確保に苦慮し、「多くの従業員には最低賃金での支給が限界」である
- ②最低賃金と生活保護のかい離を理由とする最賃引き上げは、「最賃引上げ倒産」とそれにとまなう「最賃難民」ともいえる生活保護の対象者を増やすことになる。
- ③生活保護には「不正受給」とともに「年金保険料を払わず、まともにも働かず、勤労控除が保障され、優遇されている」「『英国病』になりかねない」「国は減額を検討している」など諸問題が存在する。

「入札改革」で増収が3億円の見込み

札幌市は4月1日から入札契約制度を改定した。公契約条例に対する建設・ビルメン・警備の各業界団体、札幌商工会議所の要請と市議会での議論に対応したものである。この改定によりビルメン・警備の業務委託は、落札の下限額となる「最低制限価格」が平均70%から85%に引き上げられ、これによるビルメン業界全体の今年度の増収は3億円と見込まれている。

公契約条例が制定されると、清掃、警備、ボイラー業務の対象労働者の賃上げには9000万円が必要となるが、先行した3億円

<sup>1</sup> 正会員85社、準会員2者、賛助会員14(北海道ビルメンテナス協会HP)

<sup>2</sup> 北海学園大の公開講座における道ビルメン協会の説明(2012.7.23)

の増収により「設定賃金」<sup>3</sup>の支払いは「計算上は余裕がある」<sup>4</sup>状況とになっている。

他方、継続審議となっている公契約条例案については、「モデル事業」を選定し、実態を検証すべく「公契約条例案に係る関係者会議」が開催されている。「会議」では次のような注目すべき実態が明らかにされている。

①清掃員 C の賃金 6100 円(時給≒763 円)の「積算単価」を満額またはそれ以上を実際に支払っている割合が全体で 30%である。

②清掃など建物サービスで市の委託業務に従事し、実際に公契約条例の対象となる労働者は 815 人(全体の 2.7%)である。

ここではビルメン業界の清掃員の 70%が積算単価の時給 763 円以下で働いていることが確認できる。この時、積算単価には「家族手当」「住宅手当」「通勤手当」と「一時金」が含まれている<sup>5</sup>とされており、清掃員の時給実態は限りなく最低賃金 705 円(10 月 1 日から 719 円)に貼り付いているのである。

業界は「要求し過ぎ」との批判が

道ビルメン協会が、公契約条例に反対する理由は「入札契約制度の改善を優先すべき」であり、同時に、公契約条例により清掃員の 3%は「賃上げ」しなければならないが、他の 97%は「企業の負担増となる」ことをあげてきた。すなわち、個別企業においては、公共と民間の間に「賃金格差を生じさせ、混乱を招き、労働者の選別につながる」というものであった。他方、道ビルメン協会が「企業が健全な経営を維持できるよう、(札幌市が)低価格での入札を黙認してきた姿勢を改め、入札契約制度の改善」を求める時、その「怒り」には理があったのである。

現在、入札契約制度は公契約条例に先行して改定された。それでは、道ビルメン協会は公契約条例に賛成するのであろうか。

局面の変化に対し、業界は「新たな主張」を始めている。それは「(公契約)条例制定にあたっては、対象従業員を限定することなく、(契約金の増加分は)受注企業全体の労働環境改善に使用することとしていただきたい」<sup>6</sup>というものである。これは公契約条例の「骨抜き」である。あくまでも賃金に対する公的規制を排し、賃上げに対するビルメン業界の「担保なき努力」宣言というべきものである。こうした状況は、「条例に慎重な議員からも『(建設・ビルメン・警備) 業界は要求し過ぎだ』との声が漏れ始めた」<sup>7</sup>という批判に根拠を与えている。

「異常」を克服する社会的合意を

ここまで最低賃金の引き上げと札幌市公契約条例に対する道ビルメン協会の立ち位置を見てきた。いくつか確認が必要である。

(1) 道ビルメン業界は「きびしさ」の根源は依然として続く「低価格入札」にあり、賃金支払い原資である売上減少が続いているとする。

他方、ビルメン業界は労働者の 95%が非正規労働の時間給である。これは、日本社会における新自由主義的な規制緩和・民営化の行きつく先を象徴的に物語っている。

現状を「二律背反」としてとらえても問題は解決しない。本質的には「労・使」の「共存・共同」(いわゆる「労使協調」ではない)の努力が必須である。この認識の一致が第一に重要であり、「労」の組織化は社会的な要請といえる。

(2) 第二に、業務委託における発注者の賃金積算とその妥当性が鋭く問われている。すな

<sup>3</sup> 公契約条例が、受注者に対し、労働者への支払いを義務づける規定水準以上の賃金額。

<sup>4</sup> 「北海道新聞」(2012.6.21)

<sup>5</sup> 「建築保全業務積算要領」(国土交通省)

<sup>6</sup> 「平成 25 年度入札に向けての要望」

<sup>7</sup> 「北海道新聞」(2012.6.21)

わち、「税金の使われ方」の透明性の確保と説明責任を尽くす重要性である。

①そもそも公契約条例は、積算賃金額の8割ないし9割の支払いを受注企業に義務づける制度である。すでに委託費に含まれている積算賃金に「より近い賃金」を労働者に支払うことを求めているにすぎない。この限りでは企業があらたに「懐を痛める」話ではない。この条理を意識的に避ける反対論は説得力を持ち得ない。

②そもそも業務委託における積算が低額である。積算は国の基準によっている。最低額の清掃員Cの5年間の推移(道内)は、5600円(2008年)→5700円(2009年)→6300円(2010年)→6400円(2011年)→6100円(2012年)である。低い実勢賃金を調査し、それを基礎に委託費を積算する低賃金の「再生産システム」が根底に内在するのである。

(3)ビルメン業界の低賃金には、構造的な「しびり」がかかっている。前述のように委託費の積算がそもそも低額であり、それが「積算システム」のもとで低賃金として構造的に「再生産」されていることである。

他方、誰も知らなかった「建築保全業務単価」とその「基準」が明らかになった。運動の側にとっては「生活できない最賃」「生活保護より低い最賃」を社会問題化し、「見直し」を実現させたのと同じ構図としての「発見」である。不条理を正す必然性が浮上しているのである。

まとめにかえて

いったい日本の労働者の賃金は何を根拠に決まって来たのだろうか。その社会的な役割は異なるが、総体的には「春闘」であり、「人事院勧告」であり、「最低賃金」であったと筆者は考えている。これらをめぐる「彼我の力関係」の現状には触れない。いま、注視するのは、「最賃闘争」が前進し、公契約条例が日本の賃金闘争に「割って入っている」ことであ

る。労働組合はこの意義を今後の賃金闘争と結び、強調することが求められている。

この間、全労連等の「ディーセントワーク」を求める運動を背景に、政府が「適正な労働条件」「適切な給与」等に言及する場面<sup>8</sup>が増えている。しかし、何をもって「適正」「適切」とするのは定義されず、その受け止めは混んとしている。確認できるのは青年の「最賃体験」が事態を切り開いてきたように「たたかってこそ」打開できるという事実である。

筆者は、公契約条例の制定を求める運動は「限りなく底辺にむけて劣化」する賃金に対し、負のスパイラルを断ち切る一歩であり、それは、賃金の低さを「企業の競争条件」としない社会に向けて「社会的合意」の深化の過程と考えている。

市議会各会派は、公契約条例にもとづく賃金引上げを拒否する業界を「説得」すべきである。そして低賃金を強いる構造を転換する政策を提示すべきである。いま、公契約条例の制定運動は、賃金は「労使」問題という「常識」をはるかに超えて、「1億総ワーキングプア」を許さないという国民的課題になりつつある。そしてこの「萌芽」には「95%の底流」が流れている。「官邸前」を見るまでもなく、筆者の「歯がゆさ」も運動が乗り越えることを確信するところである。

2012.9.25

<sup>8</sup> 例えば、「公共サービス基本法」の第11条。「人事院勧告」(2007.8)、「社会福祉事業に従事する者の確保を測るための措置に関する基本的指針」(厚労省社援第0726001号)等々。